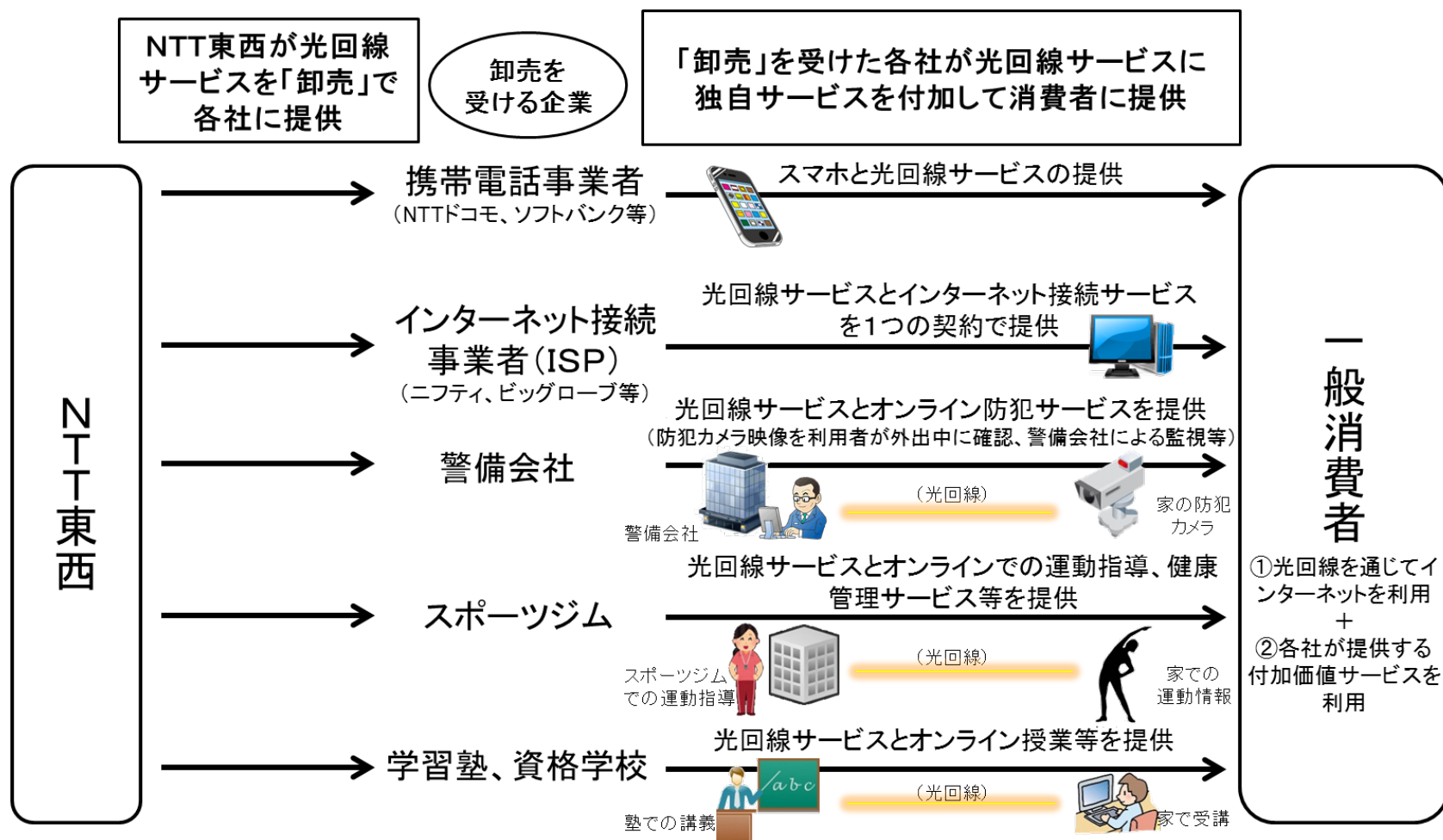


NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況について

平成28年3月11日
総務省総合通信基盤局

NTT東西による光回線の卸売サービスの提供の開始

- NTT東西は、平成27年2月より、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。
- 開始にあたり、NTT東西は、保障契約約款を変更し「別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のもの」とする旨を追記。



情報通信審議会答申（平成26年12月18日）

「2020年代に向けた情報通政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」概要

- 平成26年5月、NTTは、サービス卸の提供について公表。サービス卸は、様々な分野のプレーヤーとの連携による多様なサービスの創出が見込まれ、我が国の経済成長、利用者利便の向上にも資する取組と評価。
- ただし、NTT東西は、光回線の約78%(設備ベース)を保有し市場支配力を有することを踏まえ、公正競争の確保の観点から、総務省において、料金その他の提供条件の適正性・公平性(例:NTTグループ内の事業者に対して不当に優先的な取扱いをしていないかなど)が十分に確保されるとともに、一定の透明性が確保される仕組みを検討することが適当。
- また、競争環境に影響を与え得る要素として、FTTHと移動通信のセット割引について、過度のキャッシュバック等により料金の適正性が実質的に損なわれ、競争が歪められるおそれがあること等に留意し、総務省において適切な措置を検討することが適当。

総務省におけるガイドラインの策定及び行政指導の実施（平成27年2月27日）

- 総務省は、NTT東西が開始したサービス卸の提供について、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の現行規定の適用関係を明確化するため、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(サービス卸ガイドライン)を策定。
- 併せて、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分確保するとともに、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、サービス卸の利用実態等を把握して市場動向の分析を行うため、NTT東西に対して、以下の対応及び報告を要請。
 - サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保
 - サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応
 - サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告

※ 行政指導では、NTT東西からの報告内容について、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、NTT東西の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る」としている。

(参考)NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(平成27年2月27日公表) 概要

○ サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを策定。

【 サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係 】

対象	主な規律	電気通信事業法上問題となり得る行為
卸提供事業者(NTT東西)	指定電気通信役務に関する規律(第20条) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条)	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者	提供条件説明義務(第26条) 苦情等処理義務(第27条) 業務改善命令(第29条) 等	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供条件の説明の不実施 ③ 苦情等の処理の不実施
卸先事業者 (NTTドコモに限る)	提供条件説明義務(第26条) 苦情等処理義務(第27条) 業務改善命令(第29条) 禁止行為規制(第30条) 等	① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となって行う排他的な業務 ④ 提供条件の説明の不実施 ⑤ 苦情等の処理の不実施
卸先契約代理業者 (販売代理店)	提供条件説明義務(第26条)	○ 提供条件の説明の不実施

電気通信事業法の改正（平成27年5月22日公布）

- サービス卸の料金その他の提供条件について、公平性、適正性及び透明性確保の観点等から、新しい制度的な仕組みを講ずることを目的として、電気通信事業法を改正。
- 法改正により、卸電気通信役務の事後届出制を導入するとともに、総務大臣が届出内容を整理・公表することとし、整理・公表に当たっては、必要に応じて、NTT東西とNDA(秘密保持契約)を締結した競争事業者から意見聴取を行うとともに、情報通信審議会に報告を行う予定。



改正電気通信事業法の施行前ではあるが、行政指導に基づくNTT東西からの報告内容等を踏まえ、NTT東西における光回線の卸売サービスの提供状況及び光回線の卸売サービスに係る市場動向について、透明性を確保する観点から、情報通信審議会に報告するとともに公表する。

(参考) 改正後の電気通信事業法の関係条文

(第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供)

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

(第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する情報の公表)

第三十九条の二 総務大臣は、その保有する第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

一～二 (略)

三 第三十八条の二の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報

四 (略)

- 行政指導においては、NTT東西に対して「サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保」、「サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応」、「サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告」についての対応及び報告を求めており、平成27年3月以降、平成27年末までにNTT東西よりそれぞれ合計6件の報告が行われている。

行政指導において対応及び報告を求める事項	NTT東日本	NTT西日本
<p>■ サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保</p> <p>⇒サービス卸の料金その他の提供条件に関して、公正競争への影響が大きいことが想定される卸先事業者との個別契約の内容を、契約締結後、速やかに報告</p>	<p>平成27年3月16日付 平成27年4月9日付</p>	<p>平成27年3月19日付 平成27年4月9日付</p>
<p>■ サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応</p> <p>⇒サービス卸の提供に関して、毎事業年度経過後速やかに、サービス卸ガイドラインの記載等を踏まえた対応状況を報告</p> <p>すべての卸先事業者に対する、サービス卸ガイドラインを参照すべきことの明示・周知</p>	<p>平成27年5月29日付</p>	<p>平成27年5月29日付</p>
<p>■ サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告</p> <p>⇒サービス卸の利用実態に関して、毎4半期経過後速やかに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①卸契約数の総数 ②卸契約数の都道府県別の分計 ③卸先事業者の数及び名称 ④卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数を報告 	<p>平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月30日付</p>	<p>平成27年5月29日付 平成27年7月31日付 平成27年10月29日付</p>

① 提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保

⇒ 料金その他の提供条件※¹について、総務省への報告の対象である**主要事業者(5社)**の間で内容に相違はなかった。

⇒ 主要事業者との間での契約概要の閲覧※²を行った**主要事業者以外の卸先事業者**からも、料金その他の提供条件※²について**内容に相違があるとの意見はなかった。**

※¹ 料金については月額利用料金、工事費、転用手続き費、奨励金等、提供条件については再卸の場合の手續、禁止行為、違約金の適用等について規定。

※² NTT東西と秘密保持契約を締結してサービス卸を利用している事業者であって、NTT東西ホームページに公表(平成27年10月末時点)されている事業者のうち、概要資料の閲覧を希望した事業者(計57者)に対して、総務省で作成したNTT東西と主要事業者との契約における料金その他の提供条件についての概要資料を閲覧に供した(平成27年11月17日～24日に実施)。

② ガイドライン等を踏まえた対応

⇒ NTT東西からの報告内容等を確認するとともに、卸先事業者からサービス卸提供の状況を聴取したところ、現時点では、**電気通信事業法上問題となり得る競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は確認されなかった。**

③ 市場動向

⇒ サービス卸の契約数は平成27年度9月末時点でNTT東西合計で235万、FTTHの契約数全体におけるサービス卸の契約数の割合は8.6%、卸契約数全体におけるNTTグループの卸契約数の割合は46.2%等。

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東西より、「競争阻害的な料金の設定等」や「提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い」等の電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はないことを報告。
- また、行政指導で求めている日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保^(※1)や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等^(※2)についても、行政指導に反する行為に該当する事実はないことを報告。
- 総務省において、NTT東西からの報告内容等を確認するとともに、卸先事業者からサービス卸提供の状況を聴取したところ、現時点においては、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちに確認されなかった。

※1 日本電信電話株式会社等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保については、以下の①～③のとおり。

- ① 公正有効競争条件(平成4年4月 郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋
:「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」
- ② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋
:「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」
- ③ 情報通信審議会答申(平成26年12月18日情通審第47号)抜粋
:「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

※2 NTT東西に対して、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。

	ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果
競争阻害的な料金の設定等	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、同一の提供料金(工事費、手続費等を含む。)、提供条件等が規定されていることを確認するとともに、閲覧手続においても相違がないことを確認。 ・契約書等に、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う規定がないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引※¹を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、同一の割引料金、奨励金が適用されていることを確認するとともに、閲覧手続において相違がないことを確認。
	<p>§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること及び当該他の役務の提供を受ける者のみに特定卸役務を提供することを認める規定がないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
	<p>§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト※²を下回る料金※³を設定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一利用者当たりの接続料相当額 < 特定卸役務に係る料金(いずれも平成26年度時点)となっていることを確認。
	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金※³を設定すること。</p> <p>※¹ 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。</p> <p>※² サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。</p> <p>※³ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務に係る料金 < 利用者に対する料金(いずれも平成26年度時点)となっていることを確認。 ・契約書等に、利用者に対する料金よりも高い提供料金(工事費、手続費等を含む。)が設定されていないことを確認。

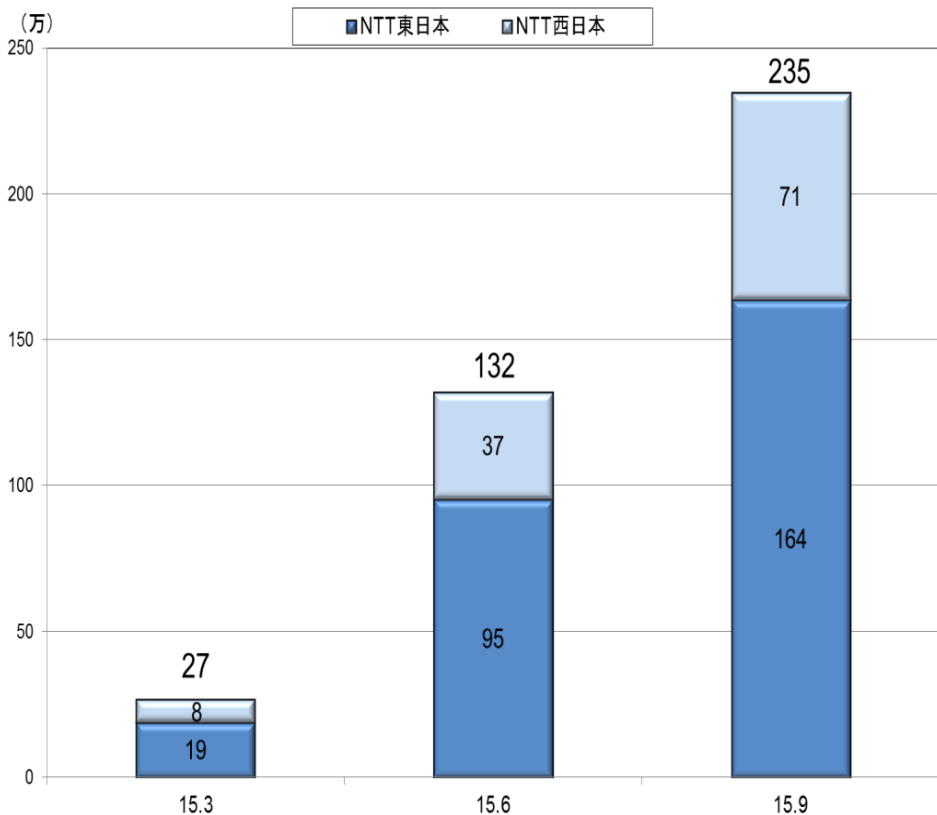
ガイドライン該当箇所		総務省の確認結果
提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務の提供手続については「光コラボレーションモデルの提供条件等について」に規定・公表(平成26年10月NTT東西)されていることを確認。 ・契約書等に、契約の開始・解除に係る規定について異なる条件等が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
技術的条件に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的使用等)について、合理的理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的使用等)については「IP通信網サービス契約約款及び技術的参考資料(IP通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ-)」に規定・公表されていることを確認。 ・卸先事業者に対して、同一の注文申込受付システムによる特定卸役務の申込、同一の故障申込受付システムによる故障申告を認めていることを確認。 ・契約書等に、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
サービス仕様に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、卸先事業者が承諾なく特定卸役務の再卸を禁止する規定が設けられていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・契約書等において、商標の使用に係る条件に差が生じていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。
競争阻害的な情報収集	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、NTT東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われていないことを確認。 ・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、競争阻害的な情報収集を実施しないよう指導していることを確認。

	ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果
情報の目的外利用	<p>§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、特定卸役務の業務に従事する社員に対して、特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を合理的な理由なく目的外に利用することがないよう指導していることを確認。 ・業務監査等において、特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報管理の実施状況の確認も行っていることを確認。
情報提供に係る不当な差別的取扱い	<p>§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ等の公開を行っていることを確認。 ・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、特定卸役務の業務に従事する社員に対して、特定卸役務に係る情報提供に際し、不当な差別的取扱いをしないよう指導していることを確認。
業務に関する不当な規律・干渉	<p>§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられていないことを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・NTT東西における社内研修において、サービス卸ガイドラインの内容についても周知を図るとともに、特定卸役務の業務に従事する社員に対して、特定卸役務に係る情報提供に際し、卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉を行わないよう指導していることを確認。
業務の受託に係る不当な差別的取扱い	<p>§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一料金で提供していることを確認。また、閲覧手続において、左記に該当する行為が行われている事実がないことを確認。 ・特定卸役務の業務に従事する社員に対して、業務受託に係る不当な差別的取扱いを行わないよう指導していることを確認。

市場動向①(卸契約数及びFTTH契約数における割合)

- **サービス卸の卸契約数**は、NTT東西合計で**235万**(2015年9月末)。NTT東西の別では、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する卸契約数のほうが大きく、全契約数の約70%を占めている。
 - **FTTHの契約数全体**(2,729万)における**サービス卸の卸契約数の割合は8.6%**。NTT東西の別では、NTT東日本が11.8%、NTT西日本が5.3%となっている。
- (※)FTTH(Fiber To The Home):光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス

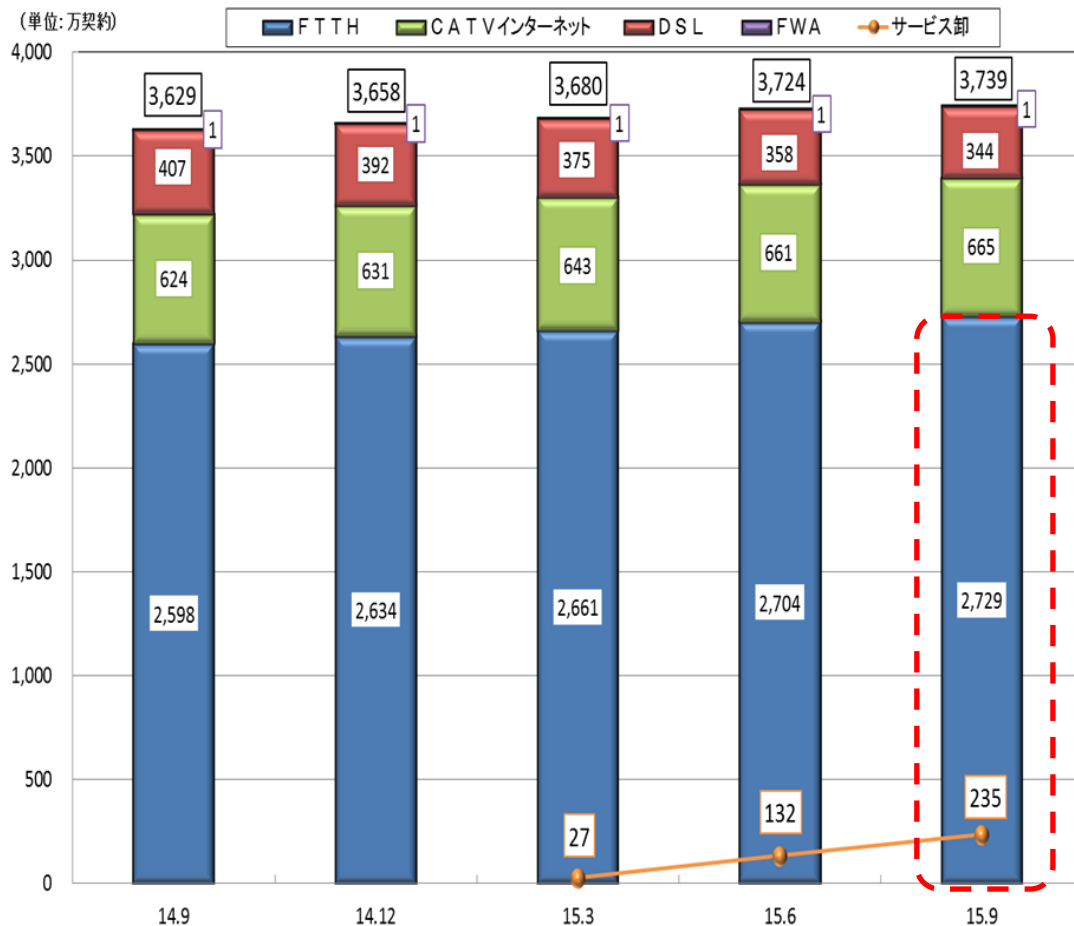
卸契約数



(※1) 全契約数の約87%は転用によるもの。(転用:205万、新規:29万)
 (※2) 転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

出所:NTT東西報告及びNTT決算資料

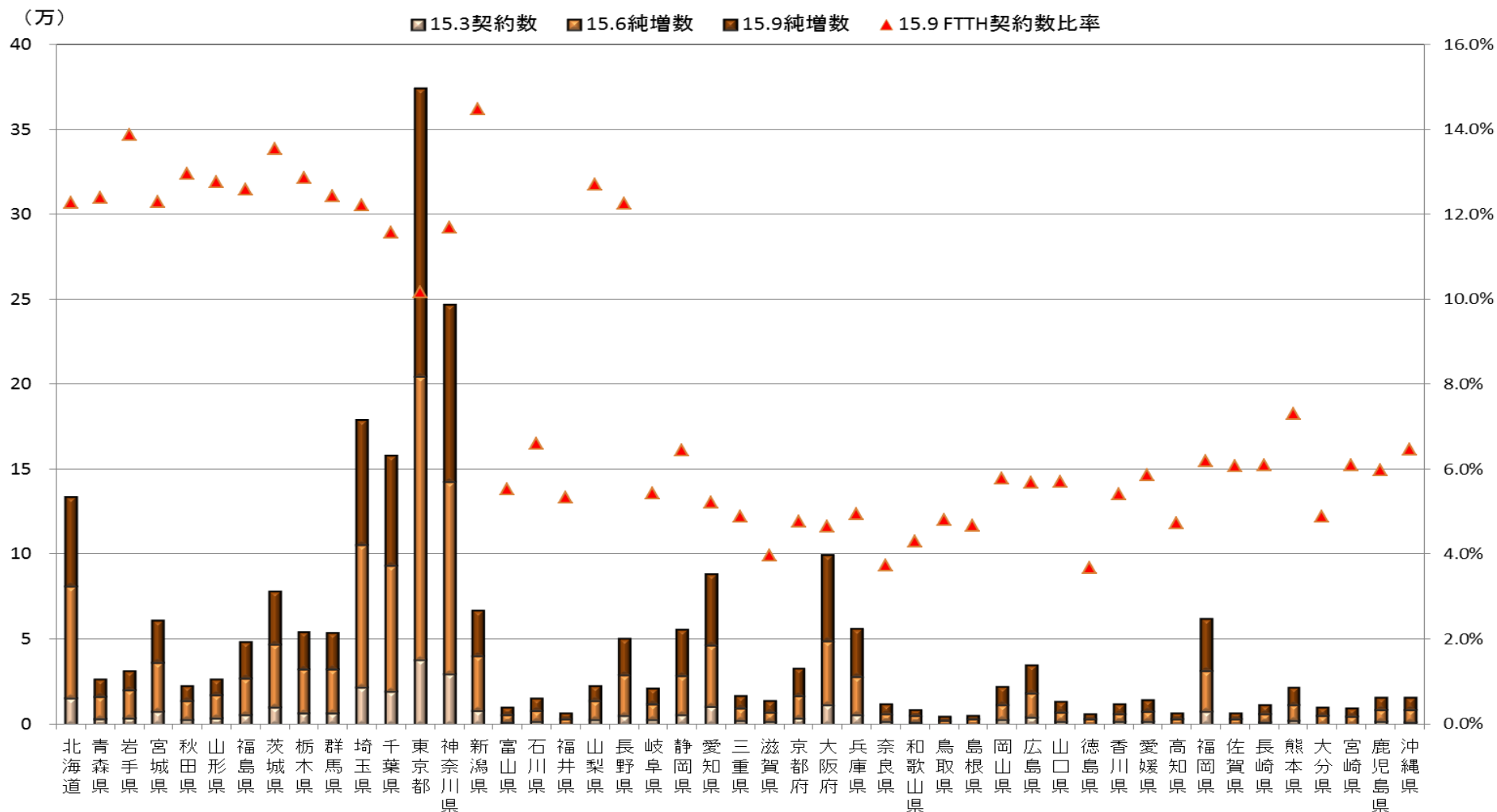
(参考) 固定系ブロードバンドサービスの契約数



出所:NTT決算資料及び電気通信事業報告規則に基づく報告

市場動向②(都道府県別の卸契約数)

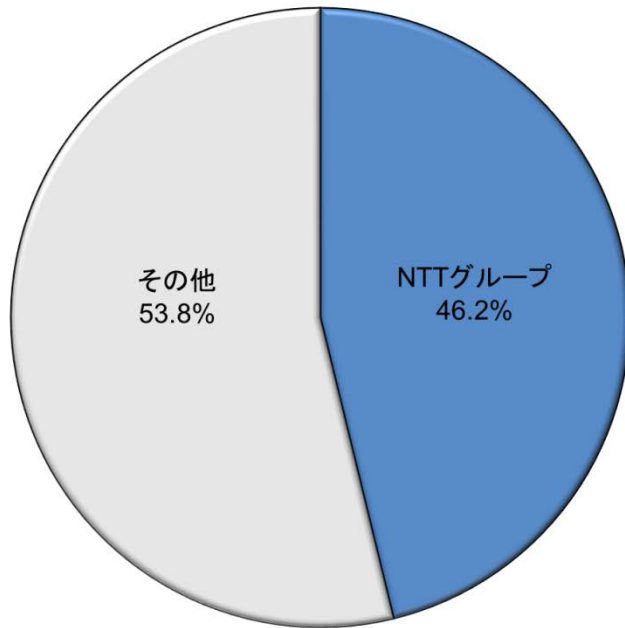
- 都道府県別の卸契約数は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び北海道が10万契約を超えている。
- 都道府県別のFTTHの契約数におけるサービス卸の卸契約数の割合は、**東日本地域においては全ての県で10%を超えている一方、西日本地域では概ね5%程度**となっている。



- 卸契約数全体(235万)におけるNTTグループ※の卸契約数(108万)の割合は**46.2%**(2015年9月末)。
- 事業者形態別では、**移動通信事業者(MNO:NTTドコモ、ソフトバンク)の卸契約数(126万)が53.5%**と過半を超え、次いで**ISP(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ニフティ、ビッグロブ等)の卸契約数(89万)が38.0%**となっている。

(※)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、NTTぷららが該当

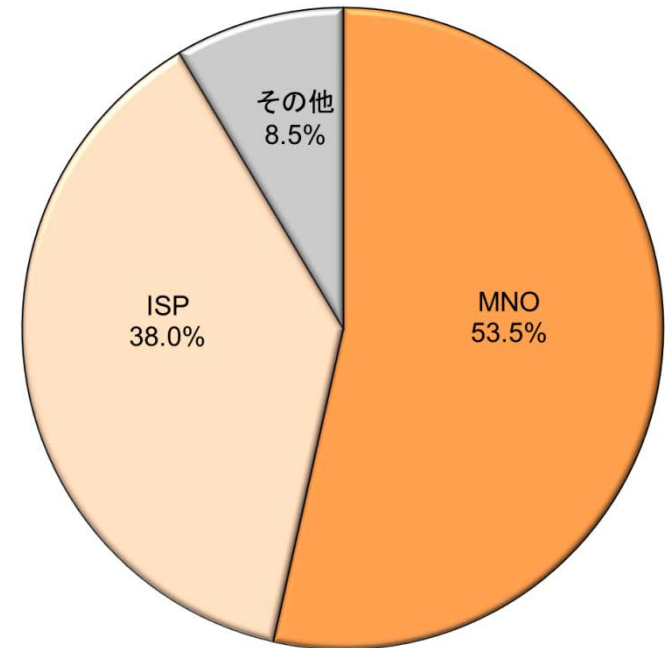
NTTグループ



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2015年3月	6月	9月
NTTグループ	48.3%	48.2%	46.2%

事業者形態別



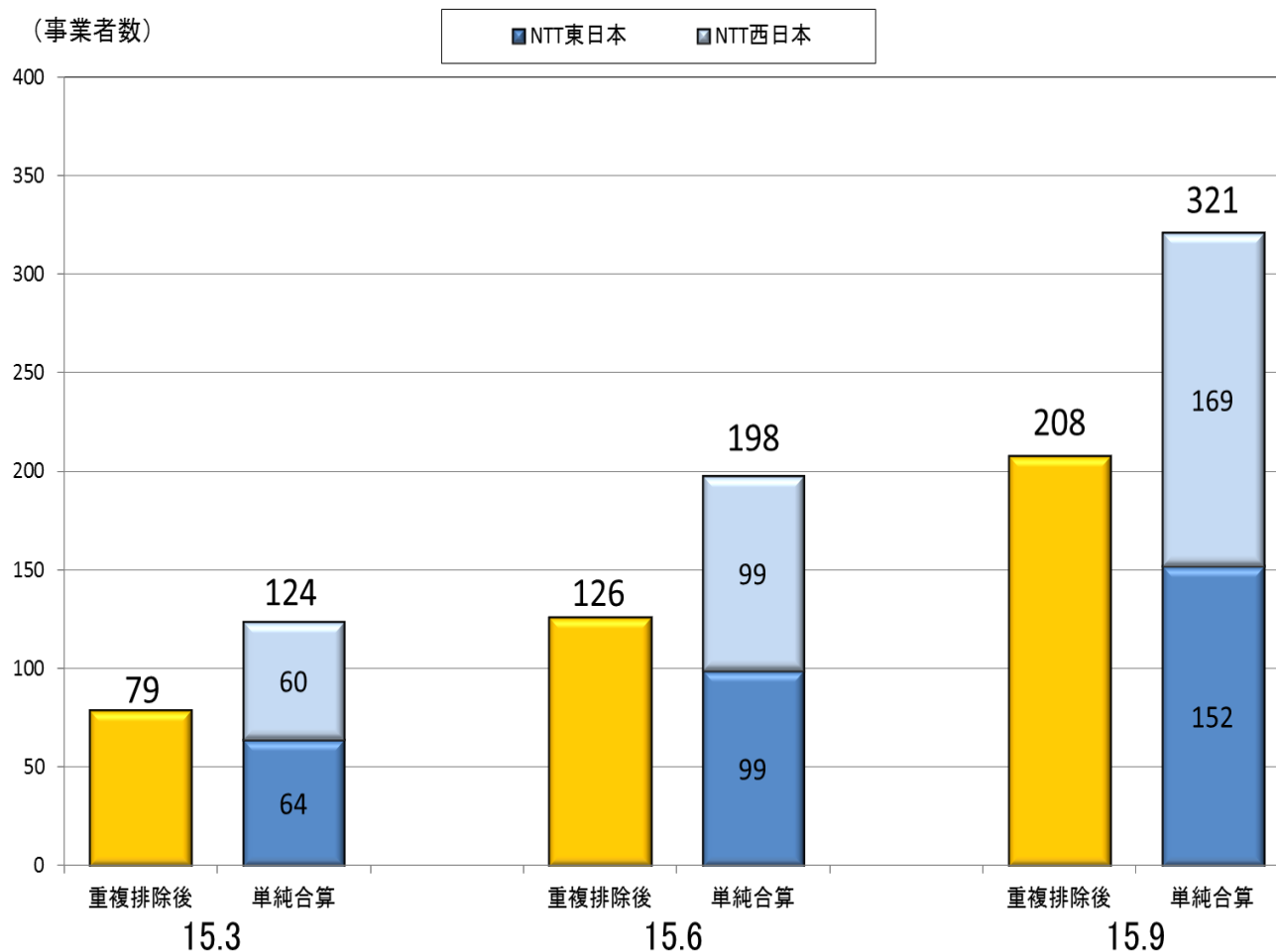
(参考)MNO/ISPのシェアの推移

	2015年3月	6月	9月
MNO	55.9%	49.3%	53.5%
ISP	36.9%	42.8%	38.0%

(注) 「卸契約数の総数」及び「卸契約数の上位10位までの卸先事業者別の卸契約数」に基づき作成。「その他」に分類される事業者においてもNTTグループ、ISPに該当する事業者は存在する。

市場動向④(卸先事業者数)

- **卸先事業者数**は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の**重複を排除した場合**では**208者**。(2015年9月末)。
- うち、サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は**31者**。



事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 2者
- CATV事業者 : 36者
- ISP・MVNO事業者 : 139者
- その他事業者 : 31者

(参考) 卸先事業者の提供サービス例

(2015年12月1日現在)

	事業者名	サービス名	光回線料金	概要
MNO	NTTドコモ	ドコモ光	5,200円 <small>(ISP料金一体型(タイプA))</small>	<ul style="list-style-type: none"> モバイルと光回線のセット販売 モバイルとのセットで、セット料金を最大3,200円引き
			5,400円 <small>(ISP料金一体型(タイプB))</small>	
	ソフトバンク	SoftBank光	5,200円	<ul style="list-style-type: none"> モバイルと光回線のセット販売 モバイルとのセットで、モバイル料金を最大2,000円(税込)引き
ISP	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	OCN 光	5,100円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を200円引き
	NTTぷらら	ぷらら光	4,800円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 ひかりTVとのセットで、ひかりTVを1,600円引き MVNOとのセットで、セット料金を200円引き
	インターネットイニシアティブ (IIJ)	IIJmioひかり	4,960円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、セット料金を600円引き
	ソネット	So-net光 コラボレーション	5,200円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 auスマホ等とのセットで、モバイル料金を最大1,200円引き
	TOKAIコミュニケーションズ	@T COMヒカリ	5,100円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を最大300円引き
	ニフティ	@nifty光	5,200円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 auスマホ等とのセットで、光回線料金を最大1,200円引き
	ビッグロース	ビッグロース光	5,180円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNOとのセットで、モバイル料金を200円引き
	U-NEXT	U-NEXT 光	4,980円	<ul style="list-style-type: none"> ISPと光回線のパッケージ販売 MVNO2回線とのセットで、モバイル通信料を合計1,160円引き <p>(注) MVNO2回線以上から割引、MVNO回線数に応じて割引額が変動</p>
	(参考)	NTT東日本	フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	5,800円

(注) 特に記載が無い限り、戸建て向け・ISP一体・長期契約割引適用後の金額(税抜)。
光回線料金の金額には、モバイルとのセット販売時の割引額、各種キャンペーン割引等は含まない。